

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、迅速かつ積極的な企業情報の開示とともに、透明で公正な企業統治(コーポレート・ガバナンス)体制の構築及び運用を企業経営上の最重要課題であると認識しております。

このような認識のもと、当社は、社員のコンプライアンス意識の向上に資する教育や内部監査部門が有効に機能するための経営監視体制の強化に努めております。

当社は、これらにより経営の健全性と効率化を図り、各ステークホルダーの負託に応えるとともに、企業価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
笠原 康人	890,700	42.80
株式会社カナモト	165,000	7.92
カナモトキャピタル株式会社	90,000	4.32
笠原 啓子	55,000	2.64
金本 寛中	50,000	2.40
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	31,700	1.52
株式会社シグタコーポレーション	25,000	1.20
奥山 弘一	22,400	1.07
外池 栄一郎	20,100	0.96
石井 泰和	19,500	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、2019年2月28日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式164,195株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	2月
-----	----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
橋口 和典	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋口 和典		株式会社カナモト取締役	橋口和典氏は、株式会社カナモトの取締役執行役員人事部長、事業開発室長を兼務しております。これらの経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から当社の経営全般に意見・助言をいただくため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人による会計監査及び内部統制監査に適宜同席すると同時に、会計監査人の監査報告会に出席して意見交換を行うなど、緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田辺 英達	他の会社の出身者													
藤本 利明	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田辺 英達		2019年2月末現在において当社株式を4,800株保有しております。	田辺英達氏は、金融機関における国内外での業務経験等を踏まえ、主にコンプライアンス状況及び当社の経営に対し適切な指導並びに監査等を担当しております。
藤本 利明			藤本利明氏は、弁護士としての経験を当社監査体制に活かし、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をしております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、現在インセンティブ付与に関する施策を行っていませんが、今後の経営環境等を勘案しながら検討する予定であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役6名に支払った報酬 92,930千円
上記には、2018年5月24日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
また、無報酬の社外取締役1名を除いております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、2002年5月開催の第20期定時株主総会決議により決定された取締役報酬限度額(年額300,000千円以内)の範囲で、取締役会の決議により決定しております。個別の報酬額については、業績動向を勘案の上、代表権の有無、責任の重要性等を考慮し、実績並びに経営に対する貢献度を評価し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理部が社外取締役(社外監査役)と連絡を取り、取締役会開催日の決定や、他の取締役及び監査役との協議について調整を行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社の体制下、取締役にも社外取締役を1名選任し、経営に対する監査・監督機能を確保しております。現状のガバナンス体制は以下のとおりです。

(取締役会)

取締役6名(うち1名が社外取締役)で構成した定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた事項のほか、重要な経営方針や業務執行に関する事項を付議しております。

(監査役会)

常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成した監査役会を毎月1回開催し、取締役の法令及び定款の遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。また、会計監査人及び内部統制室と情報交換、意見交換を行う等連携し、適正な監査の実施に努めております。

各監査役は監査計画等に従い、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席して、必要に応じ意見を述べております。

(会計監査人)

ひので監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき会計監査を受けております。2019年2月期の監査業務を担当した公認会計士の氏名及び監査業務に関わる補助者の構成は、以下のとおりです。

・指定社員 業務執行社員 星川明子

・指定社員 業務執行社員 吉村潤一

監査業務に関わる補助者の構成

・公認会計士 4名

・その他補助者 4名

(内部統制室)

内部統制室を設置し、年間監査計画に沿って、内部統制の有効性及びコンプライアンス状況についての監査を実施しております。また、監査役会及び会計監査人と情報及び意見交換を行うなどして連携を図り、内部監査の実効性向上に努めております。

(責任限定契約の締結状況)

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結してお

ります。当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び各監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の事業規模、経営環境の変化等を勘案してコーポレート・ガバナンス体制を見直しており、法令の遵守、監査、内部統制等のシステムが適切に機能していると判断していることから、現状の体制を敷いております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の2週間以上前に発送しております。
その他	ホームページに招集通知の掲載を行い、議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に以下のIR資料を掲載しております。 有価証券報告書・四半期報告書・決算情報・株主総会招集通知・株主通信・コーポレートガバナンス報告書等	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 管理部 担当役員 取締役副社長兼管理部長 宮崎 有美子 事務担当 管理部 大澤 明日香	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は企業理念、経営理念等を定めた「ニューテックグループ行動基準」を制定しており、公正、誠実で透明性の高い事業活動を行うとともに、持続可能な社会の形成に貢献する企業であるための行動指針を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はISO14001を取得しており、環境方針に基づく環境法規制の順守を徹底するほか、様々なCSR活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページを通じて迅速な情報提供に努めております。
その他	当社の取締役管理部長には、女性が就任しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を制定し、当社グループの経営理念と企業行動規範を明確化して、その内容を継続的に社内に周知徹底することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、コンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス責任者を任命し、管理部をコンプライアンス体制の構築・維持・整備の担当事務局とする。

監査役会及び内部統制室は連携し、コンプライアンス体制の実施状況、有効性等を調査し取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、体制の継続的な改善に努める。

また、「コンプライアンス及びリスクマネジメント体制」を制定し、重大クライシスリスクについては、直ちに管理部に報告し、対応について指導・支援を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は管理部が保存、管理し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理について監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役はリスクに関する統括責任者としてリスク担当責任者を任命する。リスク管理の総括部門は管理部とし、それぞれのリスクに応じて個別に責任部門を定める。

また、全社的なリスク管理推進に関わる課題の審議は幹部会に於いて行ない、管理部が総括管理をする。

監査役及び内部統制室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画及び年度予算を策定し、策定した諸計画に基づく担当取締役の業務執行が効率的に行われるよう、実施状況を監督する。

重要な経営事項については、常勤の役付取締役で組織する経営会議において多面的に審議し、意思決定を行う。

代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規程に定める手続きにより必要な決定を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保する為の体制

財務報告については、金融商品取引法に基づき会計基準その他関連する諸法令を遵守、信頼性のある財務報告を重視し、グループの財務報告の適正性・適法性を確保するため、社内規定等必要かつ適正な内部統制を整備、運用する。また、関係部門を中心に、当該部門統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する等財務報告の信頼性を維持・担保する為の体制の整備を行なう。

子会社の取締役、監査役を当社役員等が兼任することでモニタリングを行い、必要に応じて子会社の状況は当社取締役会において報告される。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その指名については取締役と監査役の協議によって決定する。

(7) 監査役職務の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人は、監査役または監査役会の指揮命令に従い、その職務の遂行にあたる。補助使用人の人事(異動・評価等)については、監査役会の同意を得る。

(8) 取締役及び使用人並びに子会社の役員が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の役員は会社に重要な損失を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、あるいは違法又は不正な行為を発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

監査役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握する為、取締役会・幹部会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人並びに子会社の役員に説明を求めることとする。

(9) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ上記(8)の報告をした当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部統制室及び監査人と定期的に3者会議を開催し監査や内部統制に関する情報交換を行い、また、必要に応じて相互に連携をとりあい、効果的な監査に努めることとする。

監査役と子会社の取締役・監査役との意見・情報の交換等、連携を図ることとする。

2. 内部統制システムの整備状況

当社の内部監査は、内部統制室が担当し必要に応じて監査役と連携しながら、財務報告に係る内部統制基準・実施基準に基づき当社各部門の業務遂行状況につき業務プロセスの適正性及び経営の妥当性、効率性を監査しており、社内規程や法律・法令の遵守等の検証を適宜行い、業務活動全般に亘って内部統制の一層の充実を図っております。

また、ISOに準拠した社内監査体制を別途構築しており、品質、環境、情報セキュリティ面での監査を実施しております。

上記の体制に加えて、当社は、さくら法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じ専門的助言を受けることでコンプライアンスの強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力とは取引その他の関係を一切持たず、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 周知徹底

すべての役員および社員等が携帯する「行動基準書」に、行動基準の1つとして、反社会勢力との関与の拒絶、および活動助長の禁止を明記している。

(2)対応体制

反社会的勢力による不当な要求があった場合など、適宜の対応が必要となった場合には、管理部と当事部門が連携してこれに当たる。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、会社情報の適時開示に係る社内体制を次のとおりとし、適時適切な情報開示に努めています。会社の情報管理責任部署を管理部とし、当社の決定事項に関する情報、発生事項に関する情報及び決算に関する情報のうち、東京証券取引所の定める開示基準に該当する内部情報は、取締役会の承認をもって速やかに開示いたします。また、役付常勤取締役が、必要に応じて経営会議を開催し、投資家視点に立った迅速、正確、積極的な会社情報の開示を適切に行える体制を整えております。情報開示は、株式会社東京証券取引所のTDnetを用いて行い、同時に当社のホームページにも掲載いたします。

